

20 大阪市グリーン調達方針(抜粋)  
- 公共工事分野 -

# 大阪市グリーン調達方針

平成22年6月

# 目 次

大阪市グリーン調達方針	1
1 意義及び目的	1
2 定義	1
3 基本的考え方	1
4 対象物品等及び対象組織	2
5 特定調達品目の選定	2
6 判断基準と配慮事項	2
7 調達目標の設定	2
8 実績の公表	2
9 推進体制	2
10 関連団体等に対する協力要請	2
11 調達方針の見直し	2
【附則】	2
別表	3
特定調達品目及びその判断基準等	3
1 取組を推進する物品等	3
2 その他の物品等	3
3 用語の定義	3
4 その他	3
(1) 紙 類	4
【情報用紙】	4
【印刷用紙】	8
【衛生用紙】	10
(2) 文具類	11
(3) オフィス家具等	22
(4) OA機器	25
(4)－1 コピー機等	25
(4)－2 電子計算機	32
(4)－3 プリンタ等	35
(4)－4 ファクシミリ	39
(4)－5 スキャナ	41
(4)－6 磁気ディスク装置	43
(4)－7 ディスプレイ	45
(4)－8 シュレッダー	47
(4)－9 デジタル印刷機	49
(4)－10 記録用メディア	51
(4)－11 電池	52
(4)－12 電子式卓上計算機	53
(4)－13 カートリッジ等	54
(5) 移動電話	58
(6) 家電製品	61
(6)－1 電気冷蔵庫等	61
(6)－2 電気便座	63
(6)－3 電子レンジ	65

(7) エアコンディショナー等	67
(7)ー1 エアコンディショナー	67
(7)ー2 ガスヒートポンプ式冷暖房機	70
(7)ー3 ストーブ	72
(8) 温水器等	74
(8)ー1 電気給湯器	74
(8)ー2 ガス温水機器	75
(8)ー3 ガス調理機器	77
(9) 照明	80
(9)ー1 照明器具	80
(9)ー2 ランプ	83
(10) 自動車等	84
(10)ー1 自動車	84
(10)ー2 I T S 対応車載器	84
(10)ー3 タイヤ	85
(10)ー4 エンジン油	86
(11) 消火器	87
(12) 制服・作業服	88
(13) インテリア・寝装寝具	89
(13)ー1 カーテン等	89
(13)ー2 カーペット	90
(13)ー3 毛布等	91
(14) 作業手袋	92
(15) その他繊維製品	93
(15)ー1 防球ネット	93
(16) 設備	94
(17) 防災備蓄用品	100
(17)ー1 防災備蓄用品 (飲料水)	100
(17)ー2 防災備蓄用品 (食料)	101
(17)ー3 防災備蓄用品 (生活用品・資材)	102
(18) 公共工事	105
表1	108
表2【資材】	110
表3【建設機械】	124
表4【目的物】	126
(19) 役務	127
(19)ー1 省エネルギー診断	127
(19)ー2 印刷	128
(19)ー3 食堂	134
(19)ー4 自動車専用タイヤ更生	135
(19)ー5 庁舎管理関係	136
(19)ー6 小売業務	140
【参 考】	141

# 大阪市グリーン調達方針

## 1 意義及び目的

地球温暖化問題や廃棄物問題など地球環境問題を解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から使用、廃棄までのライフサイクル全体の環境負荷を低減することが必要である。

そのためには、物品及び役務（以下「物品等」という。）の効率的な利用やリサイクルを促進するとともに、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）を優先して調達することにより、生産者にも環境物品等への転換を推進させ、持続可能な社会の構築を図ることが重要である。

大阪市においては、庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）等により、環境に配慮した商品の利用と購入の促進に努めてきたところであるが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、より一層、環境物品等の調達の推進を図ることを目的として、本調達方針を定める。

## 2 定義

- (1) グリーン購入：製品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択し、調達すること。
- (2) 環境物品等：グリーン購入法第2条各号に規定する、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、役務をいう。
- (3) 特定調達品目：市が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類
- (4) 特定調達物品等：特定調達品目の判断の基準を満たす物品等

## 3 基本的考え方

- (1) 本調達方針に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮すること。
- (2) 物品等の調達に当たっては、生産、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷ができる限り少ないものを選択することとし、主に次に掲げる観点に基づき判断するものとする。

生産段階	・再生材料を使用していること ・間伐材や使用済部品など資源を有効利用していること ・再生しやすい材料や部品、設計となっていること
使用段階	・修繕や部品等の交換・詰め替えができること ・資源やエネルギーの消費が少ないこと
廃棄段階	・廃棄するときに処理や処分が容易であること
その他	・生産、使用、廃棄などの各段階で、環境に影響を与える有害物質の使用や排出が削減されているもの ・製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること

#### 4 対象物品等及び対象組織

市が調達する原材料、部品、製品、役務を対象とし、市のすべての組織において取り組むものとする。

#### 5 特定調達品目の選定

別表に定める。

#### 6 判断基準と配慮事項

別表に定める。

#### 7 調達目標の設定

調達目標は、特定調達物品等を対象として、各所属において毎年度定める。

#### 8 実績の公表

市は、本調達方針に基づき調達目標を定めた物品等について、調達の実績を毎年度集計し、その概要を公表する。

#### 9 推進体制

各所属において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備する。

#### 10 関連団体等に対する協力要請

市は、本市が出資等をしている団体その他の関連団体等に対して、本調達方針に基づくグリーン購入の取り組みへの協力を要請するよう努める。

#### 11 調達方針の見直し

本調達方針は、社会情勢の変化、技術の進歩等にあわせて適宜見直しを行うものとする。

#### 【附則】

本調達方針は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

本調達方針は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

本調達方針は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

## 特定調達品目及びその判断基準等

### 1 取組を推進する物品等

(1) 下表の各分野について特定調達品目の選定を行い、原則として別に定める「判断の基準等」に適合した物品等（特定調達物品等）の調達を推進する。

分 野	判断の基準等
(1) 紙類	別に定める「判断の基準等」による。
(2) 文具類	
(3) オフィス家具類	
(4) OA機器	
(5) 携帯電話	
(6) 家電製品	
(7) エアコンディショナー等	
(8) 温水器等	
(9) 照明	
(10) 自動車等	
(11) 消火器	
(12) 制服・作業服	
(13) インテリア・寝装寝具	
(14) 作業手袋	
(15) その他繊維製品	
(16) 設備	
(17) 防災備蓄用品	
(18) 公共工事	
(19) 役務	

### 2 その他の物品等

特定調達品目以外の物品等についても、大阪市グリーン調達方針（以下「調達方針」という。）の「3 基本的考え方」に基づき、できる限り環境への負荷の少ない物品等を選定し、調達に努める。

### 3 用語の定義

ここで用いる用語の定義は、次のとおりとする。

【判断の基準】本基準を満たすものが、調達方針に定める特定調達物品等として、調達目標の設定対象となる。

【配慮事項】特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等の調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項。

注）現時点では一律の判断基準として定めることができないが、環境負荷低減のための重要な事項であるので、調達を実施する場合の仕様に取り入れるように努める。

### 4 その他

品目及び判断の基準等は、平成 22 年 2 月 5 日に閣議決定した国の基準と同じ。

ただし、国の基準と異なる部分を 2 重下線で表す。

また、平成 21 年 2 月 13 日に閣議決定した国の基準と同じ部分にその旨を記載している。

## (18) 公共工事

公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、以下の資材、建設機械を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する。

- ・建設汚泥から再生した処理土については、「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日)及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(国官技第 46 号、国官総第 128 号、国営計第 36 号、国総事第 19 号、平成 18 年 6 月 12 日)に基づき、再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などを留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を推進する。
- ・土工用水砕スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏埋め材、埋立柱、覆土材等において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・地盤改良用製鋼スラグについては、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、港湾工事におけるサンドコンパクションパイルの地盤改良材において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・高炉スラグ骨材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・再生加熱アスファルト混合物については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、道路におけるアスファルト舗装の基層・表層材料として、その使用を推進する。
- ・鉄鋼スラグ混入路盤材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。なお、鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものを調達する。
- ・再生骨材等については、再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
- ・間伐材については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。
- ・高炉セメントについては、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
- ・透水性コンクリートについては、公園工事における園内舗装など、高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート製品において、その使用を推進する。
- ・再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。

- ・再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）については、道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選定にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、有害物質の含有及び溶出に問題がないものとする。
- ・バークたい肥については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- ・下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（土壌改良資材も含む）については、施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。
- ・環境配慮型道路照明については、設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、その使用を推進する。
- ・陶磁器質タイルについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・断熱サッシ・ドアについては、気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で、高い断熱性能が要求される開口部などで、その使用を推進する。
- ・製材、集成材、合板、単板積層材については、使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事においてその使用を推進する。
- ・フローリングについては、建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
- ・パーティクルボードについては、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・繊維板については、建築工事における内外装材などで、その使用を推進する。
- ・木質系セメント板については、建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
- ・ビニル系床材については、建築工事における床仕上げなどで、その使用を促進する。
- ・断熱材については、建築工事における内外装材などで、材料の特性に配慮するとともに、オゾン層を破壊する物質が使用されていないもの及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないものの使用を推進する。
- ・照明制御システムについては、建築設備工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
- ・変圧器については、運用時の負荷率の実態に留意しつつ、建築設備工事においてその使用を推進する。
- ・吸収冷温水機については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・氷蓄熱式空調機器については、建築設備工事において、施設ごとの特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機については、建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
- ・排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管については、建築設備工事において、建物の排水及び

通気用にポリ塩化ビニル管を用いる場合は、供給状況に地域格差があること及び、使用部位、機能的特性に留意しつつその使用を推進する。

- ・自動水栓については、建築設備工事における不特定多数の使用する洗面など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・自動洗浄装置及びその組み込み小便器については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・水洗式大便器については、建築設備工事における不特定多数の使用する便所など使用頻度の高い箇所で、その使用を推進する。
- ・再生材料を使用した型枠については、供給状況に地域格差があることに留意しつつ、合板型枠又は鋼製型枠以外を用いる場合で、側溝、重力式擁壁、排水ます等の小構造物において、その使用を推進する。
- ・排出ガス対策型建設機械については、「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）に従い、その使用を推進する。
- ・低騒音型建設機械については、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和51年3月2日付建設省経機発54号）に従い、騒音、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域において、その使用を推進する。
- ・排水性舗装については、道路交通騒音を減少させる必要がある道路において、その使用を推進する。
- ・透水性舗装については、建築工事において、雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路などで、その使用を推進する。
- ・屋上緑化については、荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。

#### ア 品目及び判断の基準等

公共工事	<p>【判断の基準】</p> <p>○契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材、建設機械、工法又は目的物の使用が義務付けられていること。  <u>なお、表1の各品目については、工事ごとの特性、必要とする強度や耐久性、機能の確保、材料入手の確実性等とコスト縮減や現場施工条件を考慮して適用するものとする。</u></p> <p>○<u>その他の資材又は建設機械等（表1の品目以外の物品等）については、「3. 基本的考え方」に基づき、できる限り環境への負荷の少ない物品等を選定し、調達に努める。</u></p>
------	--

注）使用に当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

## イ 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

### ●資材、建設機械、工法及び目的物の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		品目ご との判 断の基 準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	盛土材・埋戻し材等	建設汚泥から再生した処理土	表 2
			土工用水砕スラグ	
			<u>下水汚泥溶融スラグ混合改良土</u>	
		地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
		アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
			再生骨材等	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
		コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	
			<u>下水汚泥溶融スラグと砕石を混合したコンクリート（捨てコンクリート）</u>	
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	
			再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	
<u>浄水汚泥を改良した園芸用土</u>				
道路照明	環境配慮型道路照明			
タイル	陶磁器質タイル			

	建具	断熱サッシ・ドア	
	製材等	製材	
		集成材	
		合板	
		単板積層材	
	フローリング	フローリング	
	再生木質ボード	パーティクルボード	
		繊維板	
		木質系セメント板	
	ビニル系床材	ビニル系床材	
	断熱材	断熱材	
	照明機器	照明制御システム	
	変圧器	変圧器	
	空調用機器	吸収冷温水機	
		氷蓄熱式空調機器	
		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	衛生器具	自動水栓	
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
		水洗式大便器	
	コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	
建設機械	—	排出ガス対策型建設機械	表 3
		低騒音型建設機械	
目的物	舗装	排水性舗装	表 4
		透水性舗装	
	屋上緑化	屋上緑化	

表2【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材・埋戻し材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>①建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>②国土交通省「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に合致する資材であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	下水汚泥溶融スラグ混合改良土	<p>【判断の基準】</p> <p>①下水汚泥溶融スラグ（30%）と改良土（70%）を混合したものであること。</p> <p>②大阪市の下水道施設で発生した下水汚泥溶融スラグを使用したものであること。</p> <p>③大阪市建設局が承認するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○重金属等有害物質の含有や施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出について、土壤の汚染に係る環境基準等に照らして問題がないこと。</p>

備考) 下水汚泥溶融スラグ混合改良土は、設計交通量の区分の N3～N1、S4～S1 を適用対象とする。

地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の一部又は全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	【判断の基準】 ○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
-----------	---------------	--

備考)「再生加熱アスファルト混合物」は、排水性舗装及び透水性舗装には適用しないものとする。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。  【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。

備考)「再生骨材等」は、排水性舗装及び透水性舗装には適用しないものとする。

小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ○間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2}$ cm/sec以上であること。

備考)「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

	<u>下水汚泥溶融スラグと碎石を混合したコンクリート</u> (捨てコンクリート)	【判断の基準】 ○ <u>下水汚泥溶融スラグを細骨材に使用したコンクリートであること。</u>
--	--	--

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="587 869 1337 1572"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="13">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																								
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																								
無機珪砂（キラ）																									
鉄鋼スラグ																									
非鉄スラグ																									
鋳物砂																									
陶磁器屑																									
石炭灰																									
建材廃材																									
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																									
製紙スラッジ																									
アルミスラッジ																									
磨き砂汚泥																									
石材屑																									
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																								
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																								
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																								
湖沼等の汚泥																									

	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="598 801 1353 909"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法							
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化							
下水道汚泥								

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	パークたい肥	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上</li> <li>・ 炭素窒素比〔C/N比〕 35以下</li> <li>・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上</li> <li>・ pH 5.5～7.5</li> <li>・ 水分 55～65%</li> <li>・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない</li> <li>・ 窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上</li> <li>・ リン酸全量〔P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>〕（現物） 0.2%以上</li> <li>・ 加里全量〔K<sub>2</sub>O〕（現物） 0.1%以上</li> </ul>
------	--------	--

下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱下水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物の含有率（乾物） 35%以上</li> <li>・炭素窒素比〔C/N比〕 20以下</li> <li>・pH 8.5以下</li> <li>・水分 50%以下</li> <li>・窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上</li> <li>・りん酸全量〔P2O5〕（現物） 1.0%以上</li> <li>・アルカリ分（現物） 15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。）</li> </ul>
---------------------------	---

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
- 2 肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号）に適合するもの。

<u>浄水汚泥を改良した園芸用土</u>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p><u>①大阪市水道局の浄水処理過程で発生する乾燥ケーキを改良した園芸用土であること。</u></p> <p><u>②施工時及び使用時に雨水等による有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。</u></p>
----------------------	---

道路照明	<p>環境配慮型道路照明</p> <p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○<u>高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設</u>であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されているものであること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>
------	--

<p>タイル</p>	<p>陶磁器質 タイル</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="587 824 1326 1653"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鑄物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鑄物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鑄物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											
<p>建具</p>	<p>断熱サッシ・ドア</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複層ガラスを用いたサッシであること。</li> <li>・二重サッシであること。</li> <li>・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</li> </ul>																									

		<p>【配慮事項】</p> <p>○サッシの枠及び障子に断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられていること又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p>
製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、間伐材、林地残材及び小径木は除く。</p>
	集成材 合板 単板積層材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」（以下「製材等」という。）は、建築の木工事において使用されるものとする。
  - 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
  - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
  - 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。  
ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

フローリング	フローリング	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材及び小径木等以外の木材にあつては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

再生木質ボード	<p>パーティクルボード</p> <p>繊維板</p> <p>木質系セメント板</p>	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木(間伐材を含む)等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p>
---------	---	---

		<p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木及び小径木（間伐材を含む）等の再生資源以外の木質材料にあつては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	--	--

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>
--------	--------	---

備考) JISA5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号PFに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>②ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。</p> <p>③再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p>
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なHf蛍光灯器具及びそれらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用い</p>

		て算出した数値を上回らないこと。  【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。
--	--	---

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H 種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3 以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類	相数	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
		定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E=15.3S^{0.696}$
		60 H z		$E=14.4S^{0.698}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E=23.8S^{0.653}$
			500kVA 超	$E=9.84S^{0.842}$
		60 H z	500kVA 以下	$E=22.6S^{0.651}$
			500kVA 超	$E=18.6S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E=22.9S^{0.647}$
		60 H z		$E=23.4S^{0.643}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E=33.6S^{0.626}$
			500kVA 超	$E=24.0S^{0.727}$
		60 H z	500kVA 以下	$E=32.0S^{0.641}$
			500kVA 超	$E=26.1S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。
- 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
- E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
- S：定格容量（単位：kVA）
- 4 表の規定は、日本電機工業会規格1482及び1483に規定する標準仕様変圧器についても準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあつては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第61号（平成18年3月29日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	吸収冷温水機	【判断の基準】 ○冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。
-------	--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が25kW以上のものとする。
- 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。

表 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が186kW未満	1.10
冷凍能力が186kW以上	1.15

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	【判断の基準】 ①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。
-------	----------	--

- 備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。
- 3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は10時間とする。
- ①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW・h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW・h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW・h)}}$$

- ②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー
- $$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を100%とした時の平均負荷の割合）を85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②成績係数が表 1 又は表 2 に示された区分の数値以上であること。
-------	--------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。

表1 JIS適合機種

区 分	期間成績係数 (APF)
冷房能力が 28kW 以上 35kW 未満	1.67 以上
冷房能力が 35kW 以上	1.86 以上

1 期間成績係数 (APF) の算出方法は、JIS B 8627-1 による。

表2 JIS適合外機種

区 分	一次エネルギー換算成績係数 (COP)
冷房能力が 28kW 以上 67 kW 未満	1.33 以上
冷房能力が 67kW 以上	1.23 以上

1 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP : 一次エネルギー換算成績係数

C<sub>c</sub> : 冷房標準能力 (単位 : kW)

E<sub>gc</sub> : 冷房ガス消費量 (単位 : kW)

E<sub>ec</sub> : 冷房消費電力 (単位 : kW) を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

C<sub>h</sub> : 暖房標準能力 (単位 : kW)

E<sub>gh</sub> : 暖房ガス消費量 (単位 : kW)

E<sub>eh</sub> : 暖房消費電力 (単位 : kW) を 1 kWh につき 9,760 kJ として 1 次エネルギーに換算した値 (単位 : kW)

2 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、JIS B8627-2 又は B8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

3 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	<p>【判断の基準】</p> <p>○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であつて、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で 30%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
-----	--------------------	--

備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合において適用する。

2 「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、JIS Q 14021 の 7.8.1.1a)2) 「ポストコンシューマ材料」の定義による。

衛生器具	自動水栓	<b>【判断の基準】</b> ○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<b>【判断の基準】</b> ○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。
	水洗式大便器	<b>【判断の基準】</b> ○洗浄水量が8.5L/回以下であること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「水洗式大便器」は、洋風便器とする。

2 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用及び手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。

コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	<b>【判断の基準】</b> ○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。	
		別表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table> <b>【配慮事項】</b> ○再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。	再生材料の原料となるものの分類区分
再生材料の原料となるものの分類区分			
廃プラスチック			
古紙パルプ			

備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。

2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表3【建設機械】

品目名	判断の基準等																				
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>○搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5~15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15~30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30~272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																	
7.5~15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																	
15~30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																	
30~272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																	

備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年5月25日成立、平成18年4月1日施行)において、排出ガス成分及び黒煙の量等を規定した技術基準が定められ、同法に基づく使用規制が平成18年10月1日より始まっていることから、同法で規制対象となる建設機械を使用する際は、法律に準拠した機械を使用すること。

品目名	判断の基準等																																																						
低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>○建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P &lt; 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P &lt; 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P &lt; 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P &lt; 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P &lt; 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 ≤ P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P &lt; 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P &lt; 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P &lt; 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P &lt; 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P &lt; 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P &lt; 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P &lt; 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P &lt; 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 ≤ P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>パイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機</td> <td>P &lt; 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 ≤ P &lt; 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 ≤ P</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 ≤ P < 103	105	103 ≤ P	105	バックホウ	P < 55	99	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P < 206	106	206 ≤ P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P < 206	107	206 ≤ P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 ≤ P < 103	104	103 ≤ P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 ≤ P < 103	103	103 ≤ P < 206	107	206 ≤ P	107	パイプロハンマー		107	油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98	55 ≤ P < 103	102	103 ≤ P	104
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																					
ブルドーザー	P < 55	102																																																					
	55 ≤ P < 103	105																																																					
	103 ≤ P	105																																																					
バックホウ	P < 55	99																																																					
	55 ≤ P < 103	104																																																					
	103 ≤ P < 206	106																																																					
	206 ≤ P	106																																																					
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																					
	55 ≤ P < 103	104																																																					
	103 ≤ P < 206	107																																																					
	206 ≤ P	107																																																					
トラクターショベル	P < 55	102																																																					
	55 ≤ P < 103	104																																																					
	103 ≤ P	107																																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																					
	55 ≤ P < 103	103																																																					
	103 ≤ P < 206	107																																																					
	206 ≤ P	107																																																					
パイプロハンマー		107																																																					
油圧式杭抜機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98																																																					
	55 ≤ P < 103	102																																																					
	103 ≤ P	104																																																					

	アースオーガー	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	オールケーシング掘削機	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P < 206	105
		206 ≤ P	107
	アースドリル	P < 55	100
		55 ≤ P < 103	104
		103 ≤ P	107
	さく岩機（コンクリートブ レーカー）		106
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55	101
		55 ≤ P	104
コンクリートポンプ（車）	P < 55	100	
	55 ≤ P < 103	103	
	103 ≤ P	107	
コンクリート圧砕機	P < 55	99	
	55 ≤ P < 103	103	
	103 ≤ P < 206	106	
	206 ≤ P	107	
アスファルトフィニッシャ ー	P < 55	101	
	55 ≤ P < 103	105	
	103 ≤ P	107	
コンクリートカッター		106	
空気圧縮機	P < 55	101	
	55 ≤ P	105	
発動発電機	P < 55	98	
	55 ≤ P	102	

表4【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	<b>【判断の基準】</b> ○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	<b>【判断の基準】</b> ○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。
----	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<b>【判断の基準】</b> ①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。 ②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。  <b>【配慮事項】</b> ①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。 ②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。
------	------	---

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。